

会員通知 第 2 2 号  
平成 2 5 年 4 月 3 0 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所  
理事長 小 池 善 明

電子債権記録機関の実務を踏まえた約諾書等の一部改正について

平素は、本所市場の運営に格別の御高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本所は、信用取引口座設定約諾書及び発行日決済取引の委託についての約諾書（以下「約諾書等」といいます。）の一部改正を行い、平成 2 5 年 7 月 1 6 日から施行しますので、御通知申し上げます。

今回の改正は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日に施行された電子記録債権法（平成 1 9 年法律第 1 0 2 号）に基づき設立された<sup>1</sup>、電子債権記録機関の一部において、手形交換所の取引停止処分と同様の取引停止処分が設けられていることを踏まえ、本所が定める約諾書等<sup>2</sup>に規定する「期限の利益の喪失」の要件のひとつである「手形交換所の取引停止処分を受けたとき」に、「電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき」を新たに追加することに伴うものです。

なお、今回の約諾書等の一部改正に伴い、顧客との間で、改正後の約諾書等の差入れの手続が生ずることとなりますが、この取扱いにつきましては、別途、御担当者に御通知いたしますので、宜しく御対応方お願い申し上げます。

以 上

---

<sup>1</sup> 現在、日本電子債権機構株式会社、SMB C 電子債権記録株式会社、みずほ電子債権記録株式会社及び株式会社全銀電子債権ネットワークの 4 社が金融庁による指定を受けています。

<sup>2</sup> 本所は、信用取引及び発行日決済取引を行おうとする顧客に対して、約諾書等を正会員に差し入れるよう規定しており、当該約諾書等は、本所が定める様式によるものとしています。

電子債権記録機関の実務を踏まえた約諾書等の  
一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表 .....	2

発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第1条 ① 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関</u>の取引停止処分があったとき</p> <p>② (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第1条 ① 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分があったとき</p> <p>② (略)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関</u>の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>